

感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業の概要

感染症発生動向調査事業とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「法」という。)第12条から第16条に基づき、

- 感染症に関する医師等からの情報収集
- 専門家による解析(必要に応じ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査(積極的疫学調査))
- 国民・医療関係者への情報提供及び公開

を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止することを目的とする

【創設年度】 平成11年度

【実施主体】 都道府県、政令市、特別区

【負担率】 1/2

【関連規定】

○法第12条(全数把握)・・・医師から都道府県知事に届け出

○法第13条(動物由来感染症の全数把握)・・・獣医師から都道府県知事に届け出

○法第14条(定点把握)・・・都道府県知事が開設者の同意を得て指定届出機関を指定
指定届出機関の管理者は都道府県知事に届け出

○法第15条(積極的疫学調査)・・・感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査

○法第16条(感染症情報の公表)・・・収集した情報の分析、インターネット等の方法による公表

注)氏名等の個人を識別できる情報を除く。

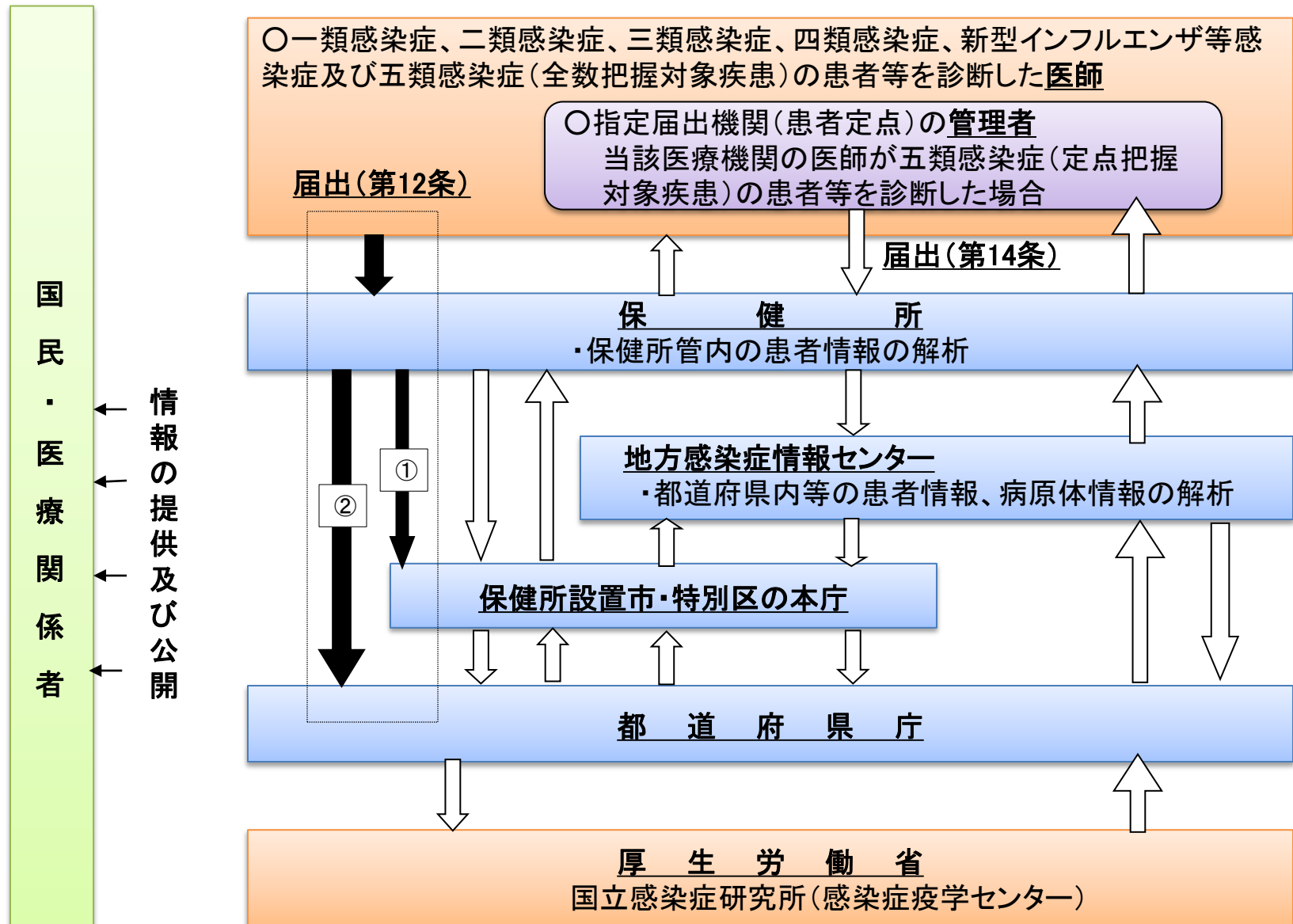
【参考】感染症法の対象となる感染症

| 分類 | 感染症の疾病名等 |
|---------------|--|
| 一類感染症 | 【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 |
| 二類感染症 | 【法】急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)、結核、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。) |
| 三類感染症 | 【法】腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス |
| 四類感染症 | 【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ポツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱 |
| 五類感染症 | 【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症 |
| 指定感染症 | 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH7N9であるものに限る。) |
| 新感染症 | (現在は該当なし) |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 【法】新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ |

【参考】感染症の分類と考え方

| 分類 | | 実施できる措置等 | 分類の考え方 |
|---------------|---------|--|--|
| 一類感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 ・交通制限等の措置が可能 | 感染力と罹患した場合の重篤性等に基づく総合的か観点から見た危険性の程度に応じて分類 |
| 二類感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 | |
| 三類感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 | |
| 四類感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・動物への措置を含む消毒等の措置 | 一類～三類感染症以外のもので、主に動物等を介してヒトに感染 |
| 五類感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発生動向調査 | 国民や医療関係者への情報提供が必要 |
| 新型インフルエンザ等感染症 | | <ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 ・政令により一類感染症相当の措置も可能 ・感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等 | 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザであって、国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ |
| 指定感染症 | | 一類から三類感染症に準じた対人、対物措置（延長含め最大2年間に限定） | 既知の感染症で、一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ |
| 新感染症 | 症例積み重ね前 | 厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言 | ヒトからヒトに伝染する未知の感染症であって、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ |
| | 症例積み重ね後 | 一類感染症に準じた対応（政令で規定） | |

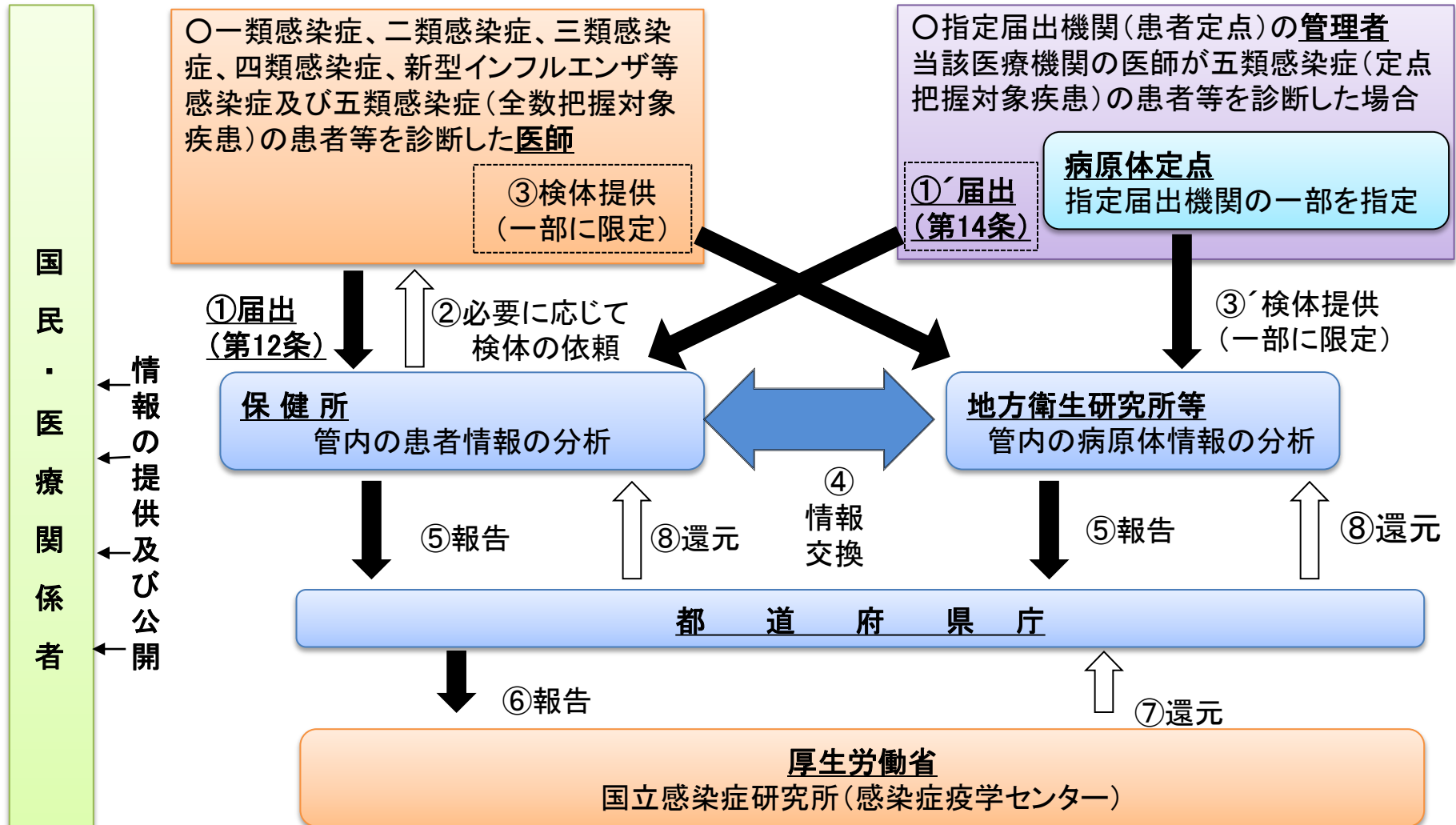
患者情報の収集・分析及び提供・公開体制



図中①: 保健所を設置する市又は特別区が存在する場合

図中②: 都道府県が直接保健所を設置している場合

病原体情報の収集・分析及び提供・公開体制



※ 届出を行った医師または定点(病原体定点及び非病原体定点)への情報還元は必要に応じて実施

指定届出機関等について

指定届出機関(患者定点)の指定

- ・患者数が多く、全数を把握する必要がない感染症は、指定届出機関からの報告により発生動向を把握
- ・届出を担当する医療機関(病院及び診療所)は、都道府県が指定
- ・指定届出機関は、保健所管内の人口、医療機関の分布等を勘案し、可能な限り無作為に抽出
- ・届出対象となる感染症ごとに以下の5つに分類により指定

【小児科定点】 小児科医療機関から指定 **約3,000ヶ所**

【インフルエンザ定点】 小児科定点に加え、内科医療機関から指定 **約5,000ヶ所**

【眼科定点】 眼科医療機関から指定 **約700ヶ所**

【性感染症定点】
産科、婦人科、産婦人科、性病科、泌尿器科、皮膚科医療機関から指定 **約1,000ヶ所**

【基幹定点】 内科及び外科の診療科を持つ300床以上の病院を、2次医療圏毎に1ヶ所以上指定 **約500ヶ所**

病原体定点の指定

- ・患者発生届で報告された患者の検体の提供を受け、病原体の動向を監視
- ・患者定点として指定された医療機関の中から、都道府県が指定
- ・小児科病原体定点(約300ヶ所)、インフルエンザ病原体定点(約500ヶ所)、眼科病原体定点(約70ヶ所)基幹病原体定点(約500ヶ所)がある

情報の公表・還元

➤ 発生動向調査により得られた情報については、インターネット等を利用して速やかに公表



＜第36週＞ 感染症胃腸炎の定点当たり報告数は第33週以降増加が続いており、過去5年間の同時期と比較してやや多い／その他最新動向
8月＞ 性感染症・薬剤耐性菌感染症について

患者発生動向について公表



＜特集＞ 多剤耐性アシネトバクター
アシネトバクター属（以下、アシネトバクター）は、土壌、河川水など自然環境からしばしば分離される菌類である（本号3ページ）。細菌侵入は示さず、外環境からの感染源を発生させたもの、

病原体の動向について公表



報道関係者 各位
インフルエンザの発生状況について
平成 25 年第 36 週（平成 25 年 9 月 2 日から平成 25 年 9 月 8 日まで）分のインフルエンザの発生状況を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

インフルエンザの発生状況について
（毎年9月～3月を目途に毎週公表）



啓発ポスターの作成



インフルエンザ
流行レベルマップ
（国立感染症研究所
HPで情報を提供）



➤ 通常の流行状況と異なる動向を検知した場合等、適宜注意喚起等を行い感染症の蔓延の防止を図る



風しん予防啓発ポスター

事務連絡
平成 26 年 4 月 15 日
都道府県保健所設置市特別区 衛生主管部（局）御中
厚労省健康局結核感染症課
麻しん患者の増加について（情報提供及び協力依頼）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による麻しん患者の届出は、本年第 1 週から第 14 週までに 253 例（4 月 9 日現在）あり、昨年 1 年間の累積届出数（232 例）をすでに上回っています。

麻しん患者の増加について
（情報提供及び協力依頼）

問7 どのような種類のマダニがSFTSウイルスを保有しているのですか？
答 中国では、フ外ゲチマダニやオウシマダニといったマダニ類からSFTSウイルスが見つかってウイルスを保有していたとの報告があります。日本には、命名されているものだけで47種のマダニ（オトゲチマダニ、キチマダニ、タカサゴヨロラマダニ）からSFTSウイルスの遺伝子が検出されて



重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A（厚労省HP）

報告数・定点当たり報告数、疾病・都道府県別

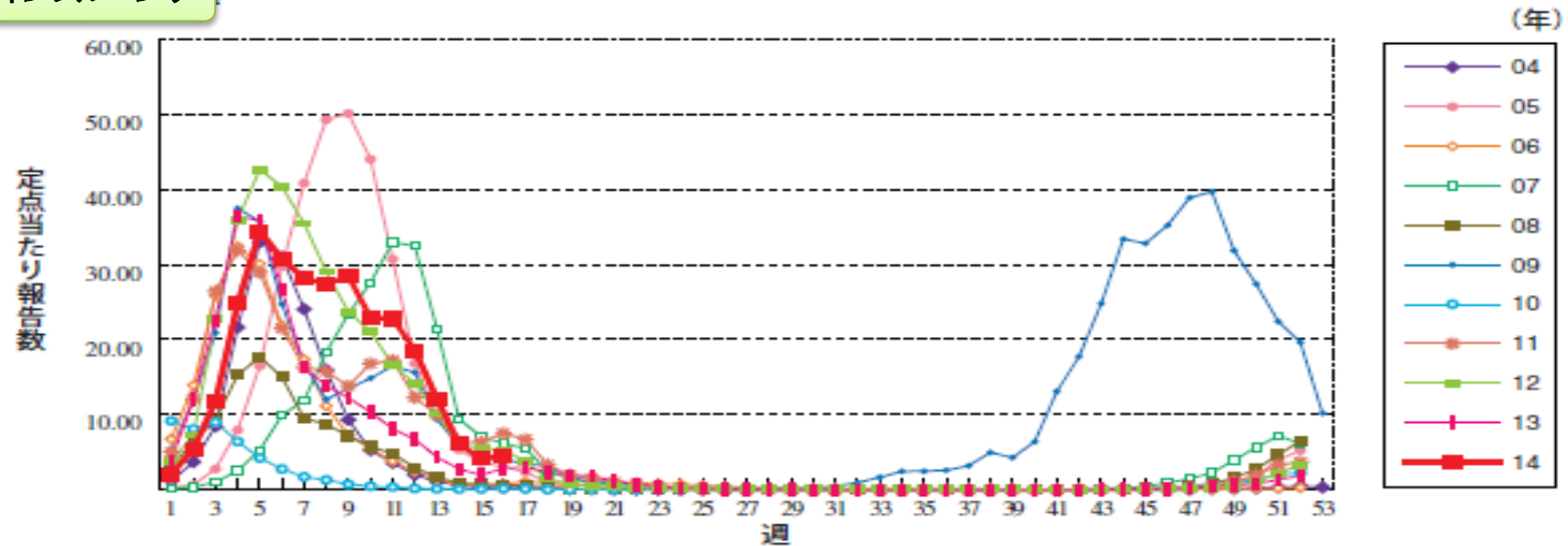
報告数・定点当たり報告数, 疾病・都道府県別

2014年15週

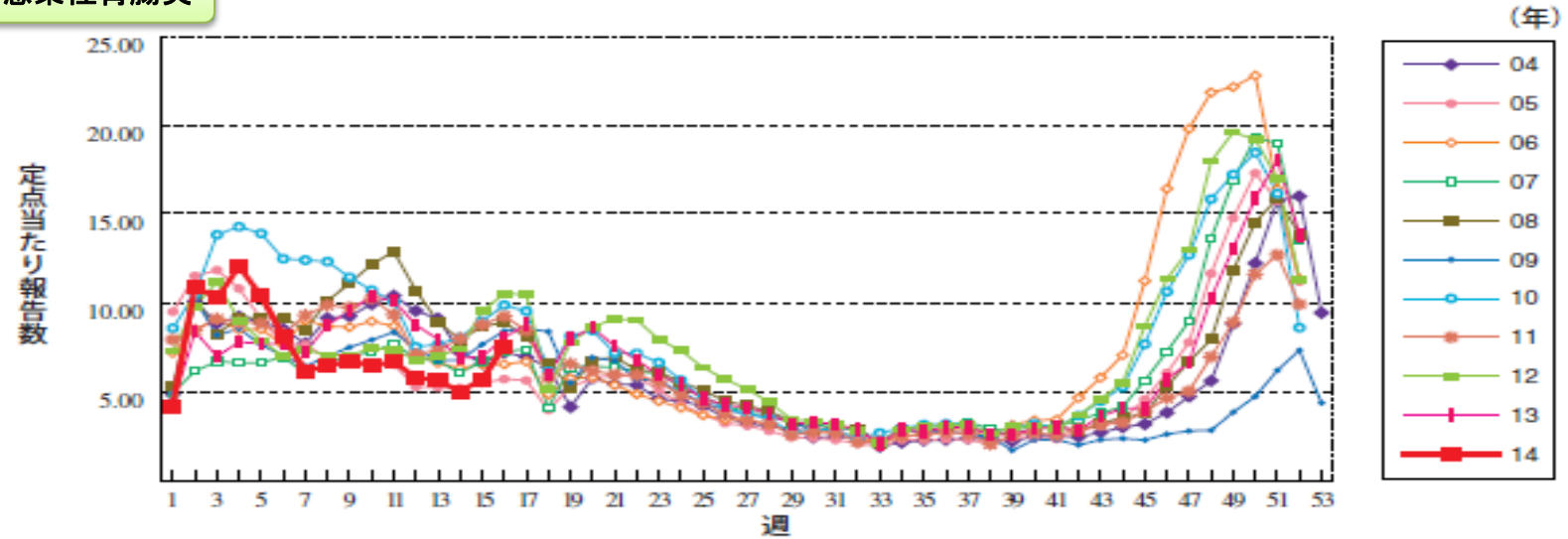
| | インフルエンザ* | | RSウイルス感染症 | | 咽頭結膜熱 | | A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | | 感染性胃腸炎 | | 水痘 | | 手足口病 | | 伝染性紅斑 | | 突発性発しん | |
|------|----------|------|-----------|-----|-------|------|---------------|-------|--------|------|------|------|------|------|-------|------|--------|------|
| | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 報告数 | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り | 報告数 | 定点当り |
| 総数 | 20618 | 4.18 | 513 | 963 | 0.31 | 5014 | 1.59 | 18123 | 5.76 | 2876 | 0.91 | 364 | 0.12 | 433 | 0.14 | 1672 | 0.53 | |
| 北海道 | 1044 | 4.60 | 34 | 60 | 0.42 | 370 | 2.59 | 436 | 3.05 | 105 | 0.73 | 6 | 0.04 | 5 | 0.03 | 43 | 0.30 | |
| 青森県 | 578 | 9.03 | 3 | 3 | 0.07 | 77 | 1.88 | 186 | 4.54 | 52 | 1.27 | 1 | 0.02 | 10 | 0.24 | 10 | 0.24 | |
| 岩手県 | 533 | 8.33 | 1 | 3 | 0.08 | 95 | 2.38 | 267 | 6.68 | 22 | 0.55 | - | - | 6 | 0.15 | 23 | 0.58 | |
| 宮城県 | 461 | 4.96 | 17 | 11 | 0.19 | 73 | 1.26 | 323 | 5.57 | 27 | 0.47 | - | - | 40 | 0.69 | 40 | 0.69 | |
| 秋田県 | 433 | 7.87 | - | 3 | 0.09 | 42 | 1.20 | 189 | 5.40 | 32 | 0.91 | - | - | 8 | 0.23 | 7 | 0.20 | |
| 山形県 | 424 | 8.83 | - | 11 | 0.37 | 136 | 4.53 | 236 | 7.87 | 27 | 0.90 | - | - | - | - | 18 | 0.60 | |
| 福島県 | 596 | 7.84 | 16 | 2 | 0.04 | 61 | 1.36 | 173 | 3.84 | 39 | 0.87 | - | - | 11 | 0.24 | 23 | 0.51 | |
| 茨城県 | 346 | 2.88 | 6 | 12 | 0.16 | 102 | 1.36 | 429 | 5.72 | 60 | 0.80 | 1 | 0.01 | 7 | 0.09 | 31 | 0.41 | |
| 栃木県 | 317 | 4.17 | - | 6 | 0.13 | 35 | 0.73 | 88 | 1.83 | 47 | 0.98 | 1 | 0.02 | - | - | 32 | 0.67 | |
| 群馬県 | 511 | 5.21 | - | 16 | 0.27 | 118 | 1.97 | 240 | 4.00 | 51 | 0.85 | - | - | 3 | 0.05 | 29 | 0.48 | |
| 埼玉県 | 727 | 2.94 | 7 | 53 | 0.34 | 242 | 1.54 | 687 | 4.38 | 114 | 0.73 | 5 | 0.03 | 26 | 0.17 | 96 | 0.61 | |
| 千葉県 | 773 | 3.68 | 11 | 29 | 0.22 | 208 | 1.58 | 606 | 4.59 | 114 | 0.86 | 3 | 0.02 | 12 | 0.09 | 76 | 0.58 | |
| 東京都 | 1264 | 3.05 | 27 | 45 | 0.17 | 500 | 1.92 | 1291 | 4.95 | 164 | 0.63 | 20 | 0.08 | 62 | 0.24 | 157 | 0.60 | |
| 神奈川県 | 818 | 2.48 | 21 | 28 | 0.14 | 223 | 1.09 | 969 | 4.73 | 222 | 1.08 | 7 | 0.03 | 77 | 0.38 | 127 | 0.62 | |
| 新潟県 | 596 | 6.21 | 13 | 30 | 0.40 | 173 | 2.84 | 270 | 4.42 | 75 | 1.22 | - | - | 74 | 1.21 | 32 | 0.52 | |

週別定点当たり報告数の推移(2004年～2014年)

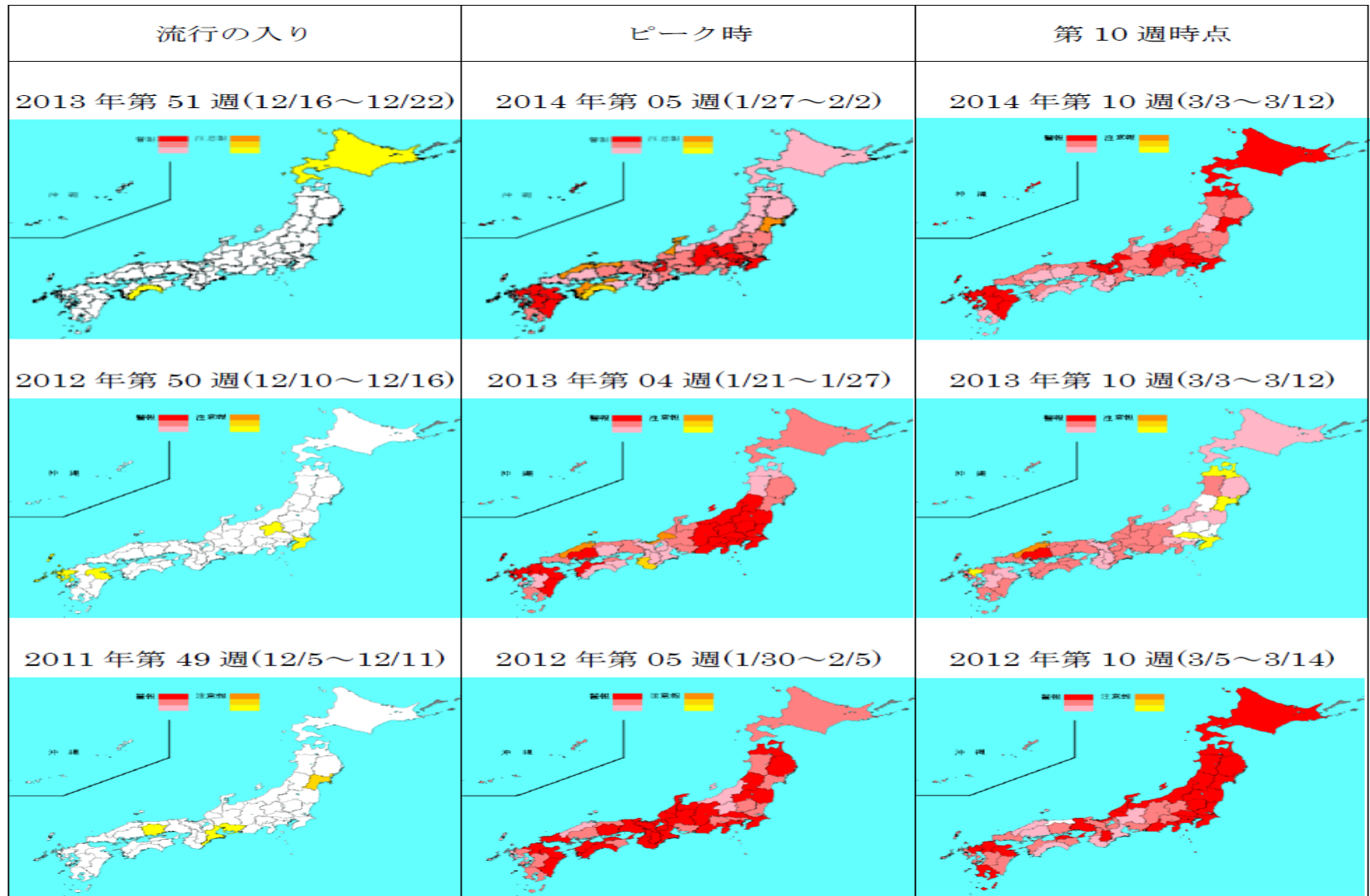
インフルエンザ



感染性胃腸炎

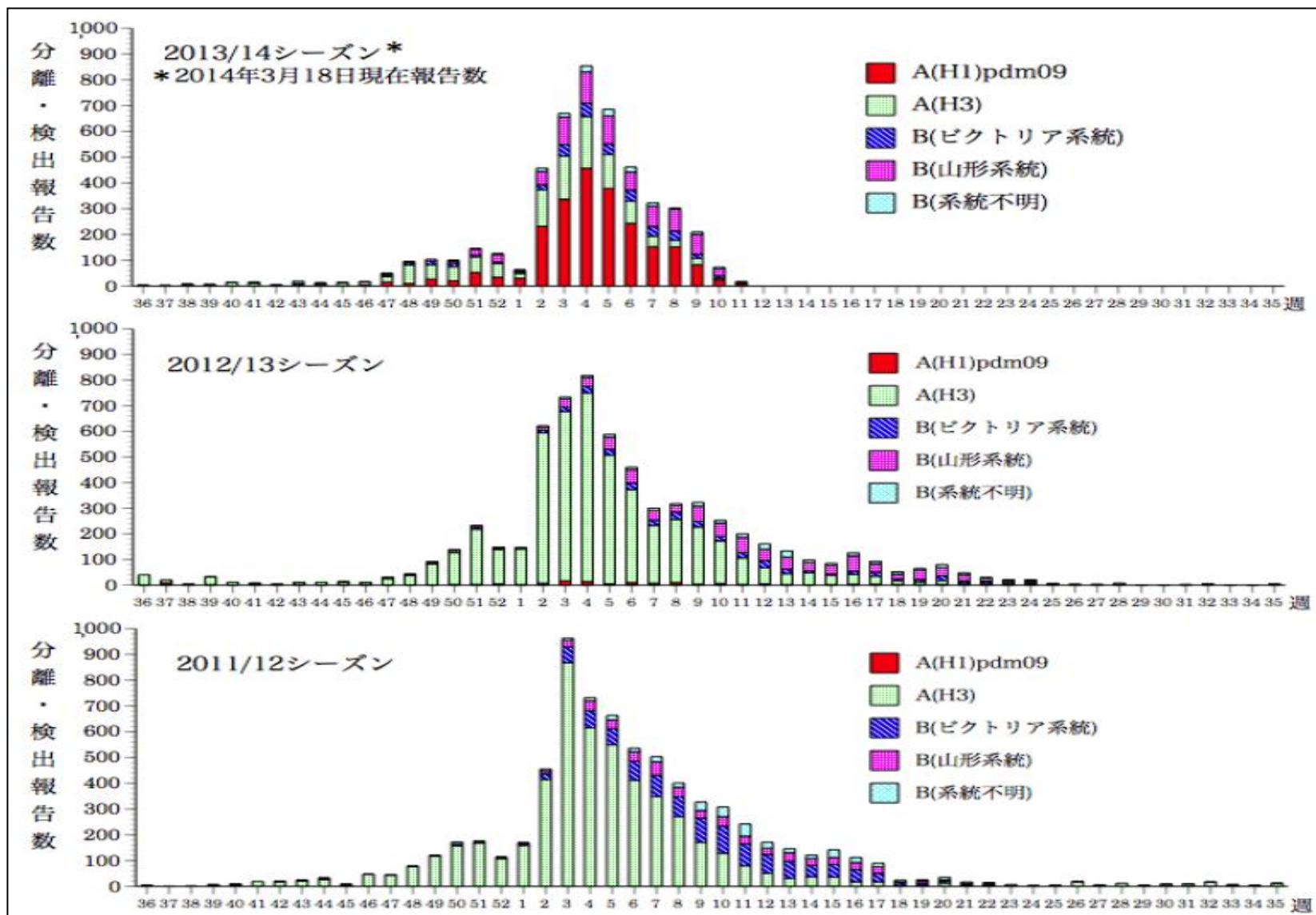


インフルエンザの地理的流行状況の比較 (2010/11シーズン～2013/14シーズン)



出典: 今冬のインフルエンザの発生動向(2013/14シーズン)(厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所)

週別インフルエンザウイルス分離・検出報告数 (2011/12～2013/14シーズン)



出典: 今冬のインフルエンザの発生動向(2013/14シーズン)(厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所)

現状1(予算執行調査による改善)

- 都道府県、政令市及び特別区(以下、「都道府県等」という。)が行う、感染症発生動向調査事業に要する費用(実支出額)は、**感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱**(以下、「交付要綱」という。)に基づき、当該費用の2分の1を国が負担。
- 平成22年度の予算執行調査(※1)において、予算執行等に関する指摘を受け改善を行った。

主な改善点

- ◆ 補助対象経費の見直し
- ◆ 適切な基準額(※2)となるよう交付要綱の見直し
- ◆ 予算積算の見直しによる予算額の削減
- ◆ 基準額の算出方法の簡略化

(※1) 財務省が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の適正化につなげていく取組。

(※2) 基準額と実支出額を比較し、少ない方の額を選定し、当該額に2分の1を乗じた額を国が負担

【交付要綱の見直し】

【平成23年度以降(見直し後)】

(感染症予防事業費等負担金)

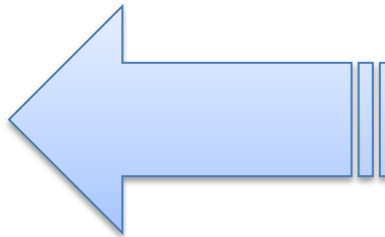
| 項 | 1区分 | 2種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5補助率 |
|--------------|--------------|------------|---|--|------|
| 感染症発生動向調査事業費 | 感染症発生動向調査事業費 | 事業運営費 | 次により算定した額の合計額 ア 都道府県、指定都市 (ア) 本庁分 1,792千円 (イ) 保健所分 105千円×保健所数 イ 政令市(指定都市を除く) (ア) 本庁分 603千円 (イ) 保健所分 105千円×保健所数 ウ 特別区 (ア) 本庁分 180千円 (イ) 保健所分105千円 | 感染症法第14条、第15条及び第16条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査及び情報の公表等に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 1/2 |
| | | 定点医療機関報告経費 | 次により算定した額 4,000円(1月当たり)×月数×定点医療機関数 | 感染症法第14条の規定に基づく感染症の発生動向の把握の実施に必要な報酬、報償費、委託料 | |
| | | 検査費 | 次により算定した額 ア 都道府県、指定都市 7,787千円 イ 政令市(指定都市を除く) 3,320千円 ウ 特別区 1,411千円 | 感染症法第14条、第15条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | |

- 事務機器(パソコン、プリンタ)等の経費を補助対象外とする等の見直しを実施
- 見直し前は「事業運営費」、「定点医療機関報告経費」、「検査費」の基準額の合計額と実支出額の合計額との比較で、選定額を決定
- 見直し後は各種目の基準額と実支出額を比較し、選定額を決定

【平成22年度まで(見直し前)】

(感染症予防事業費等負担金)

| 項 | 1区分 | 2種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5補助率 |
|--------------|--------------|--------------|--|--|------|
| 感染症発生動向調査事業費 | 感染症発生動向調査事業費 | 感染症発生動向調査事業費 | 次により算出した額の合計額 (1) 事業運営費 ア 都道府県、指定都市 (ア) 本庁分 7,462千円 (イ) 保健所分 1,541千円×保健所数 イ 政令市(指定都市を除く)、特別区 (ア) 本庁分 1,458千円 ただし、感染症発生動向調査システムを設置している政令市・特別区は5,297千円を加算する。 (イ) 保健所分 1,541千円×保健所数 (2) 定点医療機関報告経費 4,000円(1月当たり)×月数×定点医療機関数 (3) 検査費 ア 人 10,000円×検体検査数 ・都道府県、指定都市は上限300検体 ・政令市(指定都市を除く)、特別区は上限50検体 イ 動物 10,000円×検体検査数 ・都道府県、指定都市は上限200検体 ・政令市(指定都市を除く)、特別区は上限50検体 ウ 新型インフルエンザ 5,000円×検体検査数 上限500検体 | 感染症法第14条、第15条及び第16条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査及び情報の公表等に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 1/2 |
| | | 定点医療機関報告経費 | 次により算定した額 4,000円(1月当たり)×月数×定点医療機関数 | 感染症法第14条の規定に基づく感染症の発生動向の把握の実施に必要な報酬、報償費、委託料 | |
| | | 検査費 | 次により算定した額 ア 都道府県、指定都市 7,787千円 イ 政令市(指定都市を除く) 3,320千円 ウ 特別区 1,411千円 | 感染症法第14条、第15条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | |



現状2(予算額と執行額の推移)

- 平成22年度の予算執行調査を受けて、平成23年度から予算の削減を実施
- しかし、平成23年度以降の見直し以降も依然として、毎年2億円以上の不用が発生
- 特に予算額の大部分を占める「検査費」の執行率が他の事業費に比べて低い

【予算額/執行額の推移(単位:百万円)】

← 見直し後 →

| 年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 871 | 769 | 773 | 777 |
| 執行額 (実支出額) | 550 | 504 | 520 | 506 |
| 執行率 | 63.1% | 65.5% | 67.3% | 65.1% |

【事業運営費】

○発生動向の把握、情報の公表等に必要な経費(消耗品費、賃金、謝金等)

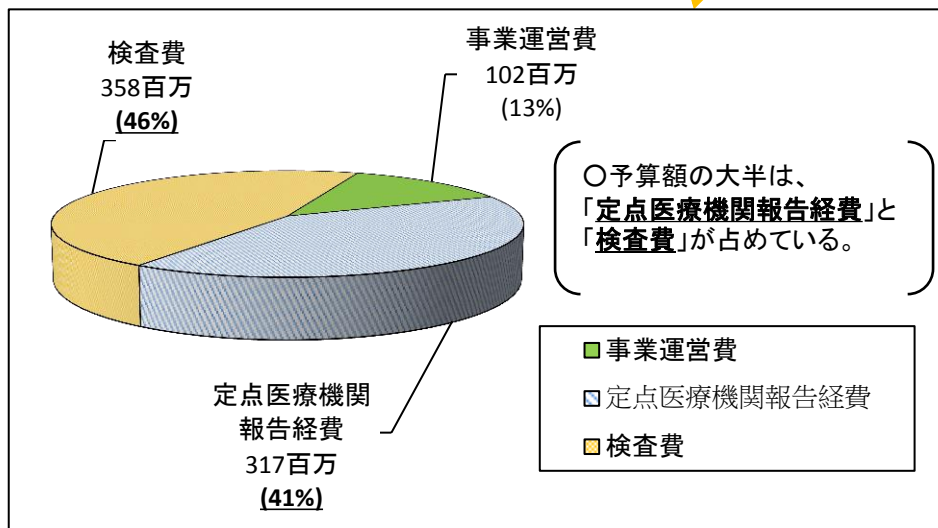
【定点医療機関報告経費】

○定点医療機関に対する協力費

【検査費】

○病原体の検査に必要な経費

【平成25年度予算額の内訳(単位:百万円)】



| 種目 | 予算額 | 執行額 | 執行率 |
|------------|-----|-----|--------------|
| 事業運営費 | 102 | 63 | 62.2% |
| 定点医療機関報告経費 | 317 | 258 | 81.5% |
| 検査費 | 358 | 185 | <u>51.5%</u> |
| 合計 | 777 | 506 | 65.2% |

課題1(予算執行に関して)

- 毎年2億円以上の不用が発生している一方で、一部の自治体では、基準額を上回る支出が生じており、感染症発生動向調査に係る費用(実支出額)の2分の1以上を負担(※)している自治体がある。(特に都道府県・指定都市においてその割合が高い。)
- 現行の「検査費」の基準額は、「都道府県・指定都市」、「政令市(指定都市を除く)」、「特別区」ごとに定めているが、自治体の人口規模を考慮したものとはなっておらず、結果的に人口規模の大きい自治体において、基準額を上回る支出が生じている傾向が見られる。
- このような事態が常態化した場合、自治体側で費用抑制の観点から、感染症発生動向調査に必要な病原体の検査等を差し控える等事業の適正な実施に支障を来すおそれがある。

【基準額を上回る支出が生じている自治体数とその割合】

| 年度 | 23年度 | | 24年度 | | 【参考】 自治体数 (24年度) |
|------------|------|--------------|------|--------------|------------------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | |
| 都道府県・指定都市 | 21 | 31.8% | 19 | 28.4% | 67 |
| 中核市・保健所設置市 | 11 | 22.4% | 6 | 12.2% | 49 |
| 特別区 | 1 | 4.3% | 1 | 4.3% | 23 |
| 合計 | 33 | 23.9% | 26 | 18.7% | 139 |

【検査費の基準額】

| 検査費 | 次により算定した額 |
|-----|-------------------------|
| ア | 都道府県、指定都市 7,787千円 |
| イ | 政令市(指定都市を除く) 3,320千円 |
| ウ | 特別区 1,411千円 |

人口500万人以上の自治体から100万人未満の自治体まであるが、基準額は一律

※政令市、特別区の人口はすべて100万人未満

(※)実支出額の2分の1以上を負担している場合(都道府県のケース)

(単位:千円)

| | 基準額 | 実支出額 | 選定額 | 国負担分 | 自治体負担分 |
|------------|--------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 事業運営費 | 2,107 | 2,300 | 2,107 | 1,054 | 1,247 |
| 定点医療機関報告経費 | 960 | 720 | 720 | 360 | 360 |
| 検査費 | 7,787 | 11,000 | 7,787 | 3,894 | 7,107 |
| 合計 | 10,854 | 14,020 | 10,614 | 5,307 | 8,713 |

国が負担する金額は、実支出額の2分の1ではなく、選定額(基準額と実支出額の低い方)の2分の1である。そのため、一部の自治体では事業に係る支出額の2分の1以上を負担している場合がある。

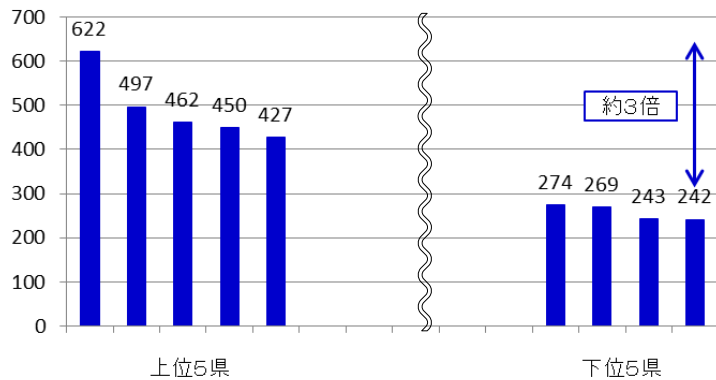
課題2(自治体で行う病原体情報の収集・分析等について)

- ▶ 病原体情報を収集・分析する目的は、流行している病原体の特性(血清型、遺伝子型、薬剤耐性等)を確認し、適切な感染症対策を立案することにある。
- ▶ 現状、病原体の検査に必要な検体等は、医療機関等からの協力のもと自治体に提供されている。しかし、患者情報の収集等については、感染症法に明文化されているものの、病原体情報の収集・分析のための医療機関等からの検体等の提供あるいは自治体の検査の実施等については明文化されておらず、また、一定の基準もない。
- ▶ そのため、病原体情報の収集・分析等については、自治体ごとにその取組に差が見られ、一部の自治体では、必要な情報の収集・分析が十分になされていないおそれがある。

<例:インフルエンザ>

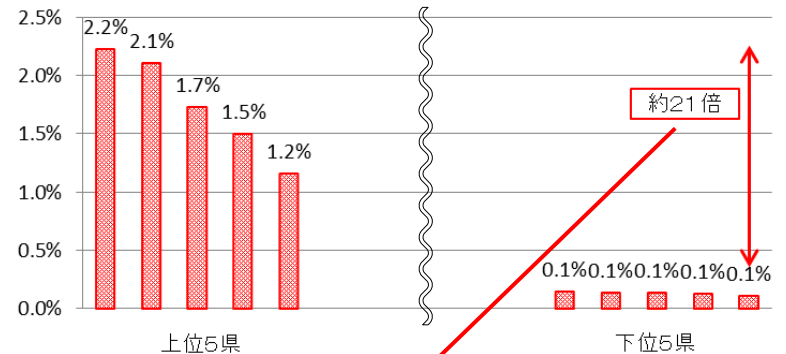
患者情報の収集

都道府県別定点当たり患者報告数(2012年)



病原体情報の収集

都道府県別のウイルス検出数/患者報告数



注)ウイルス検出数は各都道府県市の地方衛生研究所からのインフルエンザウイルスの分離/検出報告数(2013/14シーズン)である。指定都市等の報告数は都道府県の報告数に含まれている。
出典:病原体微生物検出情報(IASR)(2014年5月7日時点データ)感染症発生動向調査事業年報(2012年)

定点当たり患者報告数に比べ、インフルエンザウイルスの検出数は、自治体ごとに大きな差が見られる。